

# 年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方

## 検討作業班報告（議論の要約）に関する意見

2015年1月23日

年金部会委員（検討作業班委員）

柿木 厚司

花井 圭子

### I・背景

公的年金積立金の運用は公的年金制度の一部であり、その目的は「専ら被保険者の利益のため」にはかならない。GPIF法第3条の「厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする」ことは、どのように運用組織を見直そうとも変わらない。

このように、今後も公的年金積立金の運用が年金財政・制度を補完する取組みである以上、運用組織が政府からの独立を図ることはあってはならず、運用に係る最終的な責任が厚生労働大臣にあることを大前提にした運用組織の見直しを行うべきである。

運用組織の見直しにあたり、運用執行を中心と専門性の向上を図る必要性は認めるが、積立金の原資が労使をはじめとする被保険者の納付する保険料の一部である以上、運用執行を監督・監視する局面で、被保険者の代表の意思が確実に反映されるガバナンス構造を構築すべきである。

なお、本来運用組織の見直しとセットであるべき運用のあり方は検討作業班の議論の対象とはならなかったが、専ら被保険者の利益のために、他事考慮せず、最低限のリスクで、年金財政上必要な運用利回りを確保するための運用を行うことにとどまらず、市場の価格形成や民間の投資活動等を歪めないこと、民間企業の経営に直接影響を与えないこと等運用にあたり遵守すべき基本的事項に関する従来の政府方針は堅持すべきである。

## II・各論

### 1. 合議制機関のあり方

- (1) 積立金運用は、公的年金財政・制度に関わる重要な問題であり、かつ金融市場の動向にも影響を及ぼす可能性があるため、現行の理事長による独任制よりは、複数メンバーが相互に牽制しながら意思決定する合議制の方が、政治的介入をできるだけ回避する観点からも望ましい。
- (2) その上で、合議制機関が権限委譲する形で各種委員会を設置すれば、委員会自体が基本的事項を実質的に決定する組織となり、合議制機関の存在そのものを形骸化させる懸念を払拭できない以上、委員会設置には反対である。
- (3) 運用結果の国民への説明責任が厚生労働大臣にあることは当然であり、合議制機関と執行部もそのために必要な説明責任を果たす必要がある。  
特に実際の運用を行う執行部の責任が、日々の運用とその結果の合議制機関への説明に限定することはあり得ない。
- (4) 予算の決定にあたり、強制徴収した保険料の一部が運用原資である以上、費用控除後の収益拡大を図る観点だけでなく、執行部の規模・報酬を含む運用に係る費用抑制の努力も当然行うべきである<sup>1</sup>。

### 2. 合議制機関の構成

- (1) 保険料を拠出する労使をはじめとする被保険者の意思と金融・経済、組織運営、年金財政・制度に関する専門性を反映し、多様な知識・経験を持つ人材から構成されるべきである。  
合議制機関が、客觀性を保ちつつ熟慮して意思決定を行う、あるいは執行部に対し多角的に監督・監視する上で、資金運用に関する専門性のみ重視することは適切ではない。

---

<sup>1</sup> 収益拡大のためのインセンティブ付けとして執行部役職員の報酬体系の見直しが必要との意見もあるが、そのコストを負担することになる被保険者の納得が得られる水準にとどめ、十分な説明責任を果たすとともに、役職員の運用結果責任の明確化も不可欠である。

(2) 積立金の原資が被保険者から強制徴収された保険料の一部である以上、  
労使をはじめとする被保険者の代表が合議制機関に入ることは当然である。

諸外国の公的年金基金の意思決定機関では、被保険者の代表が過半数前後の人数が参加する例もあり、現行G P I F 運用委員会での被保険者の代表(実際には労使団体により推薦された委員)の人数のままでは少なすぎ、被保険者の代表がより多くの人数を占めるべきである。

(3) 合議制機関に限らず、執行部にも共通して、運用組織の役職員は、専ら被保険者の利益のために、高い職業倫理に基づき行動すべきである。

とくに、資金運用等の専門家が常勤職で運用組織に入る場合、守秘義務の徹底や利益相反の禁止を明確にする観点から、検討作業班で合意が図られた意見に沿う種々の措置が必要である。

### 3. 政府との関係

(1) 厚生労働大臣は運用を含む年金財政・制度全般に責任を負う以上、合議制機関の人事権を有するだけでなく、基本ポートフォリオの決定やG P I F の予算に関して、厚生労働大臣の認可を要するのは当然である。

(2) 市場価格により G P I F の運用収益は変動し、年金財政上必要な運用利回りを大幅に下回る可能性が将来あり得る。年金財政全体のリスク管理の観点から、厚生労働大臣が特に必要があると認める際、G P I F に対し必要な措置を要請できる規定をあらかじめ設けるべきである。

なお、公的年金制度の収入の柱は保険料であり、積立金運用に過度な期待をかけることは、責任ある対応とは言えない。

以 上